令和２年度広島市中小企業融資制度

男女共同参画・子育て支援資金（特別融資）

広島市では、職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む市内中小企業者等の皆様を支援するため、「男女共同参画・子育て支援資金（特別融資）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご　利　用 いただける方	市内に事業所を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの （１）次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、次のいずれかの事業を行うもの ア　事業所内託児施設の新設・増改築 イ　事業所内託児施設の運営 ウ　育児休業者の代替要員の確保 エ　育児休業者の職場復帰を支援するための事業(パソコン整備、教育訓練等) オ　店舗等の子育てバリアフリー化 カ　その他子育て支援を推進するための施設整備 (２) 次のいずれかに該当するもの ア　広島市男女共同参画推進事業所顕彰事業の表彰 イ　働く女性、若者のための就労支援環境整備事業として市が実施する認定制度の認定 もしくはこれらに準ずる公的機関による表彰又は認定を受けた方 （３）女性の職場生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）に基づく事業主行動計画を策定しているもの
資　金　使　途	運転資金・設備資金
融資限度額	８，０００万円以内
融　資　期　間	１０年以内（うち据置１年以内）
融　資　利　率	年１．２%以下
信　用　保　証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	次の書類を添付して、取扱金融機関へ申込をしてください。 １　「男女共同参画・子育て支援資金承認申請書」２部 ２　法人・個人：市内における事業活動の実態が確認できる登記や納税証明書等 組合：定款 ３　最近の１期分の決算書又は確定申告書の写し ４　許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） ５　設備資金の借入の場合、見積書等使途・金額がわかるもの ６　「ご利用いただける方」の(1)の融資対象要件により融資を受けようとする場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（広島労働局に受領印を押印されたものなどに限る。） ７　「ご利用いただける方」の(2)の融資対象要件により融資を受けようとする場合、表彰状及び認定書の写し ８　「ご利用いただける方」の(3)の融資対象要件により融資を受けようとする場合、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の写し ９　「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ (公財) 広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。